被処分者	認定証番号	茨城県公安委員会 認定第464号
	自動車運転代行業者 の名称又は記号	圏央代行
	主たる営業所が所在する市町村	茨城県猿島郡境町
処 分 年 月 日		令和6年3月6日
処 分 内 容		指示処分
処 分 理 由		自動車運転代行業の業務の適正化に関する 法律第12条に規定する損害賠償責任保険(共 済)契約について、保険(共済)掛金の未払い により、契約が失効した随伴用自動車を用いて 運転代行業務を行ったため。
根拠法令		自動車運転代行業の業務の適正化に関する法 律第12条及び第22条第2項
処分を行った都道府県		茨城県